

2020 年 3 月 10 日

取引先各位

株式会社ブリヂストン北関東生産本部
労務・CSR推進課長 吉田 崇



比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 法第 40 条第 2 項の教育訓練

教育訓練	制度有
実施内容	e-learning(スタッフ系のみ)、入職時教育(必要者のみ)を実施 また部署毎に必要教育・研修があれば適宜実施

2. 法第 40 条第 3 項の福利厚生施設

給食施設	施設有
	会社食堂、売店を利用可能
休憩室	施設有
	休憩室を使用可能
更衣室	施設有
	更衣室を使用可能
その他	施設有
	トレーニングルーム(栃木工場のみ)
	体育館(那須工場のみ)

※派遣法施行規則第 24 条の 3 第 2 項に基づき、派遣先は、本書面の写しを労働者派遣契約に基づく労働者派遣が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しなければなりません。